

○令和7年国勢調査えびの市実施本部設置要綱

令和7年5月30日
えびの市告示第105号

(設置)

第1条 令和7年国勢調査（以下「国勢調査」という。）の実施に際し、その事務を正確かつ円滑に処理するため、令和7年国勢調査えびの市実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 実施本部は、本部長、副本部長、事務局長及び、事務局員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、企画課長をもって充てる。
- 4 事務局長は、企画課課長補佐をもって充てる。
- 5 事務局員は、企画課政策系の職員をもって充てる。
- 6 事務局は、企画課政策係内に置く。

(職務)

第3条 実施本部構成員の職務は、次のとおりとする。

- 2 本部長は、実施本部の事務を総括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときはその職務を代理する。
- 4 事務局長は、本部長の命を受け、事務局の事務を総括する。
- 5 事務局員は、上司の命を受けて、国勢調査の事務に従事する。

(会議)

第4条 実施本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(所掌事務)

第5条 実施本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国勢調査の実施に関すること。
- (2) 国勢調査に伴う諸問題の総合調整に関すること。
- (3) その他、国勢調査の実施に関し必要な事項に関すること。

(事務局の事務)

第6条 事務局は、次の事務を処理する。

- (1) 国勢調査の実施計画及び国勢調査の事務全般に関すること。
- (2) 広報に関すること。
- (3) 予算及び経理に関すること。
- (4) 調査員及び指導員の指導に関すること。
- (5) 国勢調査関係書類の審査及び整理に関すること。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月2日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年12月26日限り、その効力を失う。